

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 要措置区域

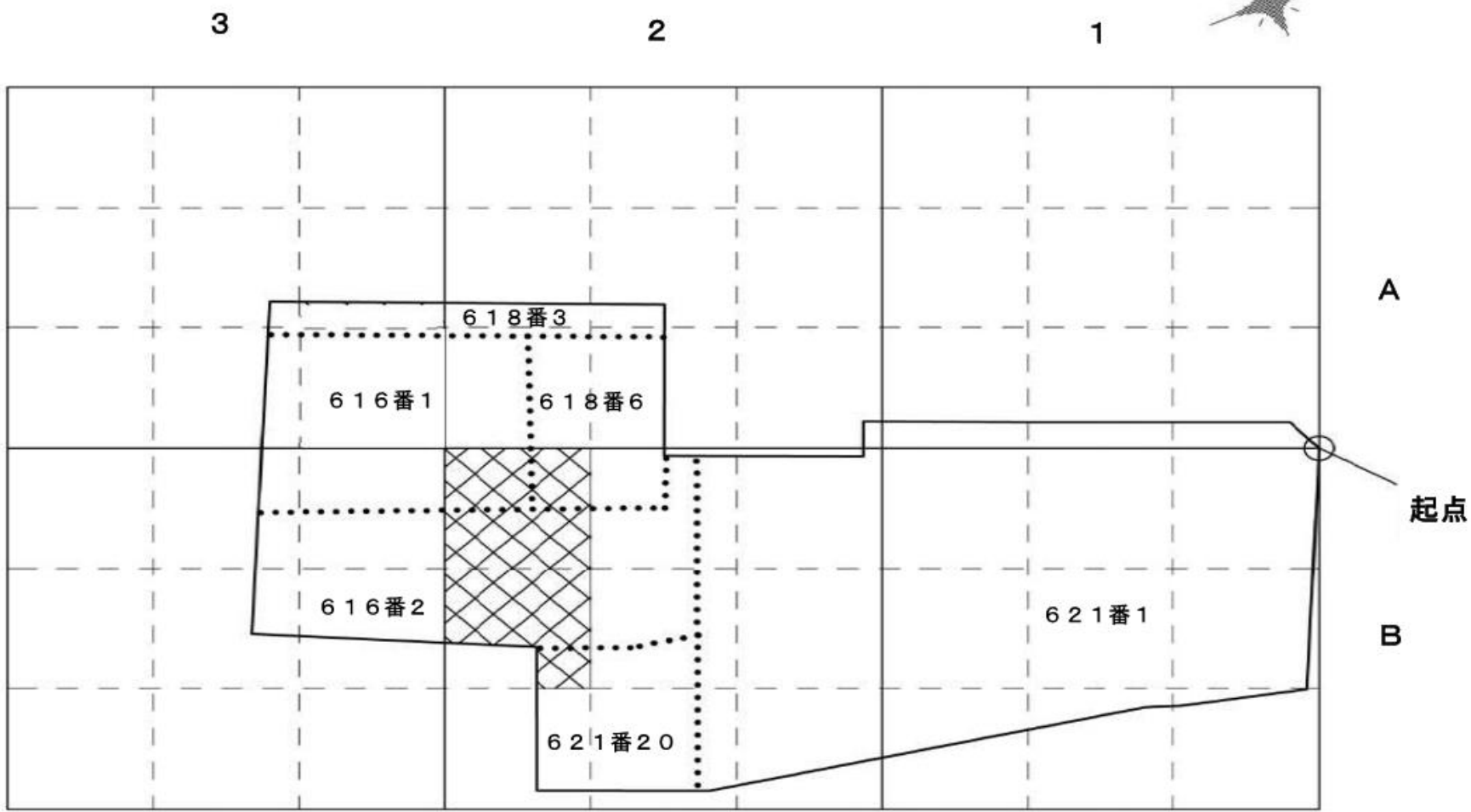
別図のとおり（埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番一の一部、六百十六番二の一部、六百十八番六の一部及び六百二十一番二十の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



**【起点】**  
 起点は埼玉県新座市野火止八丁目621番1の敷地最北端の頂とする。

**【格子の回転角度】** 24度33分17秒  
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行し10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心に座標北から右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
—	敷地境界
⊗	要措置区域に指定される区画
...	地番境界

